

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路線名 下日野沢東門平吉田線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
秩父郡皆野町大字下日野沢字扇畑 一二二六番一地先から同郡同町大 字下日野沢字沢辺三三七五番一地 先まで	秩父郡皆野町大字下日野沢字扇畑 一二二六番三地先から同郡同町大 字下日野沢字沢辺三三七五番一地 先まで	区 間
十〇・七〇〇 二一・七三	三・四五〇 十八・九六	敷地の幅員 (メートル)
一一二一〇・〇〇〇		延長 (メートル)
道路改良工事		備 考